



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 日 本 ア ジ ア グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 山 下 哲 生
(コード番号 3751 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 渡 邊 和 伸
TEL(03)4476-8000 (代表)

当社子会社に対する業務改善命令について

本年 2 月 19 日、当社の子会社であるおきなわ証券株式会社（以下、おきなわ証券といいます。）に対する検査の結果に基づき、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分を求める勧告が行われ、本日、沖縄総合事務局長より業務改善命令を受けました。

このような事態に至りましたことは大変遺憾であり、本件に関しまして、おきなわ証券のお客様をはじめ当社株主の皆様、ならびに関係者の皆様に、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

行政処分の内容は下記の通りですが、当社といたしましては、今回のおきなわ証券に対する処分を厳粛に受け止め、深く反省し、徹底した原因究明を行うとともに、経営管理態勢、内部管理態勢の強化に努め、再発防止策を策定、実施し、信頼回復に向けて全力で取り組んで参る所存でございます。

記

1. 業務改善命令の内容

- (1) 全顧客に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明し、適切な対応を行うこと。
- (2) 「メディカル・リレーションズ発行私募集社債」について、破産手続の状況を適切に把握した上で、顧客に対し、必要な対応をとること。
- (3) 「ASAP ALPHA NOTE」について、純資産価額を把握した上で顧客に説明するとともに、他の販売証券会社とも連携し、必要な対応をとること。
- (4) 金融商品取引業務を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び内部管理態勢を整備するなど、本件に係る再発防止策を策定し、着実に実施すること。
- (5) 本件に係る責任の所在の明確化を図ること。
- (6) 上記の対応・実施状況について、平成 28 年 3 月 28 日までに書面で報告するとともに、以降、そのすべてが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

2. 今後の見通し

本件に関して、業績に与える影響は精査中であり、影響が認められる場合には、速やかにお知らせいたします。

以上